


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市固定資産税及び都市計画税に係る返還金等取扱要綱の一部改正について		区分		
関係事項	条例規則				
	部課機関	保険年金課、納税課			
<p>1. 要旨</p> <p>本件の要綱において、誤った賦課処分によって納付された固定資産税等を最大15年分返還できるよう規定しており、利息に相当する額として、「返還加算金」の規定を設けている。この返還加算金は、地方税法における「還付加算金」に準じて規定されている。</p> <p>令和2年度税制改正に伴う地方税法の改正により、加算割合の引き下げ（平均貸付割合に1%加算→0.5%加算）が行なわれ、令和3年1月1日に施行される。</p> <p>このことに伴い、本件の要綱においても加算割合の引き下げ等必要な改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 返還加算金について、平均貸付割合に加算する割合の引き下げその他必要な改正を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和3年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方税法の規定に準じた納税者の救済を図ることができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。